税の制度

府税を納めるには

■**納税の窓口**

**●金融機関等**

府税は、各府税事務所のほか、下表の金融機関等で納めることができます。 　　（平成27年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付できる店舗等 | **区分** | **名称** |
| 国内に所在する  全店舗 | 銀行 | りそな、三菱東京ＵＦＪ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、七十七、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、池田泉州、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン、大正、みなと、徳島、香川、愛媛、高知、三菱ＵＦＪ信託、みずほ信託、三井住友信託 |
| 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 |
| 府内に所在する店舗等 | 信用金庫 | 信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都 |
| 信用組合 | 全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、  のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ |
| 労働金庫 | 近畿 |
| 農業協同組合 | 大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部,  大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪  北河内、大阪東部、九個荘、大阪市 |
| ゆうちょ銀行 | 大阪府内の各郵便局 |

**●コンビニ収納**

　　府税(注)の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるもの（30万円以下のもの）については、以下の国内のコンビニエンスストアで納めることができます。

(注)　自動車税、個人事業税、不動産取得税、法人府民税及び法人事業税（地方法人特別税を含む。）、軽油引取税

サークルK、サンクス、セブン‐イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、

ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、

ヤマザキデイリーストアー、ローソン

**●インターネットからのクレジットカードによる収納**

　　自動車税納税通知書又は自動車税督促状について、納期限（延滞金を算出した期間の末日）までの期間は、インターネットから以下のマークがついているクレジットカードで納めることができます。（自動車税納税通知書又は自動車税督促状を除く納付用紙では利用できません。）



下記のＱＲコードを読み取る

ことでもアクセスできます。

手続きの詳細や問合せ先は、https://publicservice.jp/osaka/



（大阪府自動車税お支払サイト）をご覧ください。

　　納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続き完了後、おおむね２週間後です。

　 　自動車税額の他に１件（１台）につき３２４円（税込）の決済手数料が必要です。

　　 領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。

**●Pay-easy（ペイジー）を利用した収納（平成27年9月24日から始まる予定です。）**

ペイジーマークのある府税の納付書をお持ちの方はパソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMからお支払できるようになります。詳細は府税のホームページ「府税あらかると」から追って広報します。

■**口座振替**

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱税目 | 個人事業税 |
| 取扱金融機関 | 府税を取り扱う銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の府内にある本･支店　　　※ゆうちょ銀行（郵便局）では取り扱いできません。 |
| 取扱預金口座 | 普通預金、当座預金、納税準備預金 |
| 申込手続 | 「大阪府税預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。お申込みから概ね３か月後の納付分から口座振替が開始されます。納期限(定期課税分)は、８月末日(第１期分)と11月末日(第２期分)です。 |
| 振替日 | 納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。  〔ご注意〕振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。 |

※　「大阪府税預金口座振替依頼書」は、各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページ「府税あ

らかると」（http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/kouzafurikaeyoushi.html）からもダウンロードできます。また、８月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

※　口座振替の引落しの確認は、預金通帳でお願いします。税務署への申告の際には、府税を納付したことを証する書類（領収証書）を提示（提出）する必要はありません。

なお、引落しを確認する書面が必要な場合には、随時、所管の府税事務所へお申し出ください。「口座振替済確認書」を発行します。

* 金融機関によっては、一定期間、振替（課税）がなかった場合は、再度、口座振替の申込みが必要な場合

があります。

延 滞 金

納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、税額（これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

・納期限の翌日から１か月を経過する日まで　･･････　年７.３％（注１・２）

・納期限の翌日から１か月を経過した日以後　･･････　年１４.６％（注１）

（注１）

平成26年１月１日より、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第２項の規定により財務大臣が告示した割合に年１％の割合を加算した割合」が年7.3％に満たない場合は、その年の割合（以下「特例基準割合」という。）を計算の基として、納期限の翌日から１か月を経過する日までは「特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（年7.3％を上限）」となり、納期限の翌日から１か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合」となります。

（注２）

納期限の翌日から１か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合が年7.3％に満たない時は、その割合とします。

延滞金の割合（平成22年以後）　　　　年7.3％の割合　　年14.6％の割合

平成22年１月１日から平成25年12月31日　　　4.3％　　　　　　14.6％

平成26年１月１日から平成26年12月31日　　　2.9％　　　　　　 9.2％

平成27年１月１日から平成27年12月31日　　　2.8％　　　　　　 9.1％

滞納処分

府税が滞納となりますと督促状を発付するなどの納税の催告を行いますが、それでもなお完納されない場合は、大切な府税を確保するため、また、納期限までに納税をされた方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押えなど）を行うこととなります。

減免・猶予

府税の減免

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

個人府民税 個人市町村民税が減免された場合

個人事業税 生活保護法により生活扶助を受けておられる場合や災害等に遭われた場合

不動産取得税 災害でなくした不動産の代わりの不動産を取得した場合や取得した不動産をその直

後に災害でなくされた場合など

自動車税・自動車取得税 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上

　　　　　　　　　　　　で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合（１人１台に限ります。）など

納税の猶予

下記の要件に該当するときで一度に納税できない場合は、申請に基づき、府税の納税が１年以内の期間、猶予されることがあります。

　なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

①本人の財産が災害（震災、風水害、火災など）又は盗難に遭ったとき

②本人又は生計を一にする親族が、病気や負傷をしたとき

③事業を廃止、休止したとき

④事業に大きな損害を受けたとき

* 東日本大震災にかかる府税の軽減措置については府税のホームページ「府税あらかると」（http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/touhokujishin.html）をご覧ください。

不服申立て

不服申立て

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として60日以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

　この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

　なお、審査請求を経た後においても処分等について不服があるときは、原則として審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。）裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

納税証明書の交付

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。

※税務局及び大阪自動車税事務所では、交付しておりませんのでご注意ください。

窓口で申請する場合に必要なもの（自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を除く）

〇納税証明書交付請求書

各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページ「府税あらかると」（http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/downroad.html）からもダウンロードできます。

〇印鑑

納税証明書交付請求書に押印していただきます。（個人の場合…認印　法人の場合…法人の代表者印）

〇交付手数料

１件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度（事業年度）ごとに各１件と計算します。

手数料は大阪府証紙を納税証明書交付請求書に貼付してお支払いただきます。大阪府証紙の販売場所につい

ては、各府税事務所の窓口もしくは大阪府ホームページ「大阪府証紙の取扱いについて」でご確認ください。

〇本人確認書類

　　　窓口に来た方が、納税者またはその代理人であることの本人確認をさせていただきます。（下記参照）

〇委任状

　　　代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、委任状が必要です。

・建設工事、測量・建設コンサルタント等業務　　・物品・委託役務関係業務  
への入札参加資格審査の申請のために納税証明書を請求される方へ

大阪府では、個人住民税の特別徴収の推進を図るため、平成26年4月1日以降、大阪府の入札参加資格審査の申請に必要な「府税(全税目)の納税証明書」を交付請求される際に、「個人住民税の特別徴収実施状況書」の提出をお願いしています。

**納税証明書を請求される方へ**

個人情報保護の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。

**●本人確認のため窓口で提示していただく書類（原本）**

運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、国民年金証書（手帳）、母子健康手帳、身体障がい者手帳、住民基本台帳カード、社員証・学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの。

※納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の交付について

　○　大阪府では、平成27年10月から自動車税納税確認の電子化を予定しており、自動車税の完納が確認できている場合は、原則、車検時に自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示をしなくとも、更新することができます。

　○　平成27年10月以降においても、運輸支局への納税情報の提供には自動車税の納税後おおむね10日程度かかりますので、その間に車検を受けられる方等は、これまでと同様に紙ベースでの自動車税納税証明書の提示が必要となります。

※　このため、自動車税納税証明書の取扱いは、これまでどおり運用しますので、自動車税納税確認の電子化を利用される納税者にも発行いたします。

※　自動車税納税証明書を紛失された場合は、自動車税コールセンター（0570-020156）において、自動車税の完納確認ができますのでご利用ください。その際、本人確認のため、登録番号及び車台番号（下４桁）が必要です。